

会 議 録

会議名	令和6年度 第1回 山形市成年後見推進協議会	
開催日時	令和6年7月24日(水) 15:00～16:30	
開催場所	山形市総合福祉センター 交流ホール	
主催	山形市福祉推進部長寿支援課、障がい福祉課	
出席者	<p>【委員】</p> <p>東北文化学園大学医療福祉学部保健福祉学科 教授 豊田 正利</p> <p>山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長 石垣 肇之</p> <p>成年後見センター・リーガルサポート山形 支部長 石沢 光康</p> <p>山形県社会福祉士会 事務局長 柴田 邦昭</p> <p style="text-align: right;">(代理：運営委員 土屋 剛)</p> <p>山形県行政書士会 山形支部 中村 雄二郎</p> <p>山形さくら町病院 医療福祉相談室 室長 後藤 和樹</p> <p>山形市民生委員児童委員連合会 常任理事 山本 元</p> <p>山形県知的障がい者福祉協会</p> <p>(向陽園地域生活支援センター心音) 會田 雄</p> <p>山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表</p> <p>(山形西部地域包括支援センター) 奥山 祐美</p> <p>山形市障がい者自立支援協議会</p> <p>(相談支援事業所まんさく) 阿部 遼華</p> <p>やまがた市民後見サポートセンター 副理事長 栗田 俊彦</p> <p>山形県健康福祉部高齢者支援課 課長 板垣 洋子</p> <p style="text-align: right;">(代理：主査 大瀧 淳史)</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>山形家庭裁判所 訟廷管理官 有我 信敬</p> <p>【事務局】</p> <p>(山形市福祉推進部)</p> <p>山形市福祉推進部長 松浦 雄大</p> <p>長寿支援課長 阿部 伸也</p> <p>長寿支援課 課長補佐 佐藤 恵美子</p> <p>長寿支援課 ようご支援係長 進藤 義悦</p> <p>長寿支援課 ようご支援係 社会福祉士 佐藤 明日香</p> <p>障がい福祉課長 清野 開</p> <p>障がい福祉課 課長補佐 齋藤 俊邦</p> <p>障がい福祉課 障がい福祉第二係長 澤井 厚志</p> <p>障がい福祉課 障がい福祉第二係 主任精神保健福祉士 奥山 紗央里</p> <p>障がい福祉課 障がい福祉第二係 主事 齊藤 夏希</p>	

	(山形市社会福祉協議会／山形市成年後見センター) 山形市社会福祉協議会 常務理事 事務局長 事務局次長（兼）相談支援課長 成年後見センター長 相談支援課 権利ようご係長 相談支援課 権利ようご係 主査 相談支援課 権利ようご係 主任 相談支援課 権利ようご係 主事	高瀬 謙治 佐藤 貴司 漆山 弘幸 鈴木 裕美 児玉 和行 神谷 晃司 木内 優子 常川 光
議 題	下記のとおり	
資 料	別添のとおり	
一般傍聴者数	0人	
傍聴した記者数	0人	
作 成 者	長寿支援課 ようご支援係 佐藤 明日香	

1 開会

2 山形市挨拶

本年度は委員改選時期に当たることから、新たに5名の委員の方、また再任で引き続き7名の委員の方より就任していただいている。山形市では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成30年4月に施行されたことを受け同年7月に本協議会を設置し、認知症や知的障害のある方などの権利擁護に関する様々な課題について、成年後見制度利用促進をはじめとする支援活動、或いは地域の連携体制の構築、課題解決に向けた協議を行ってきた。他の自治体から山形市の取組は進んでいるというお声をいただいている。これはこの6年間における委員の皆様のご尽力の賜物であり、改めて感謝を申し上げたい。

今回は、令和5年度の取り組みや活動状況の報告、前回から引き続き協議をしていただく制度活用チェックリストが主な議題となっている。皆様から忌憚のないご意見を賜りたい。

3 自己紹介

委員の任期は令和8年3月31日までとなることを司会より説明。

4 会長の互選、職務代行者の氏名

山形市成年後見推進協議会設置要綱第4条に従い、会長は委員の互選により豊田正利委員、職務代行者は会長の指名により石垣肇之委員が選任された。

5 会長挨拶

平成12年に社会福祉基礎構造改革として、施設内における苦情解決の仕組み、日常生活自立支援事業、福祉サービス第三者評価事業等、利用者の権利擁護に関わって様々な新しい取り組みが始まり、その一環として成年後見制度という制度が発足した。今回は5名の新任の委員を迎えての協議会開催となり、この事業の推進のために、委員の皆様とともに尽力して参りたい。

※ これより「次第6. 報告」及び「次第7. 協議」の議長を豊田会長が務める。

6 報告

(1) 令和5年度における山形市の利用促進の取組状況について

○事務局児玉、進藤より、資料1に沿って報告。

(2) 各団体・機関の活動状況について

委員：

後見名簿への新規登録について年1回の研修会を行っている。裁判所、弁護士会執行部会長副会長、高齢者・障がい者に関する委員会で協議会を実施している。後見メーリングリスト、高齢者・障がい者に関する委員会における弁護士間での情報共有、チーム支援会議への専門職派遣、高齢者・障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさへの参加、山形市、天童市、置賜地域の受任者調整会議へ出席している。

委員：

山形市、天童市、置賜地域、今年から鶴岡市の受任者調整会議にも委員として派遣している。また高齢者・障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさへの参加、山形県司法書士会との共催で毎月第3木曜日午後6時から8時に無料電話相談を行っている。高齢者に限らず、障がいを持つ子の親が高齢になった際の相談も増えている。

委員：

名簿登録者数は120名、受任件数は318件となっている。市町村への支援として中核機関の設置検討・準備、受任者調整会議への会員派遣を行っている。また、各中核機関等で実施される住民講座への講師派遣、こまくさ連絡会や関係機関と連携し相談会・研修会の実施を行っている。成年後見に関する電話相談、来所相談、訪問相談への対応、法人後見業務の業務執行者を会員に依頼している。

山形県から委託を受けて成年後見制度利用促進事業を実施。市町村長申立てに関する研修会を8月4日、意思決定に関する研修会を9月10日に行う。

委員：

令和6年6月、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター山形県支部で、一般市民向けの成年後見相談会を開催した。

また、令和6年7月、山形県行政書士会会員対象の成年後見の実務についての研修会を開催した。現在当会は、任意後見、法定後見のどちらの業務も行っており、任意後見については財産管理、死後事務を行っている。当会の活動を様々な形で周知してゆきたい。

委員：

患者から希望があった場合の診断書作成、通院中・入院中の患者に対し必要時には制度の説明や利用促進を行っている。ここ数年の精神科病棟の傾向として、認知症高齢者の入院や総合病院からの紹介が増えている。退院に向けて成年後見制度利用の相談を受ける場合や、病院から提案させていただく場合もある。また障がいがある方についても入院が長期化する傾向があり、金融機関から成年後見制度利用を提案されることもある。

委員：

6部門の研修部会を設置。希望する委員が各々の部会に所属し、研修会や勉強会を通して自らの専門的知識の向上に努めている。その他高齢者部門では、福祉制度について研修会を予定するなど、自己啓発に向けた取組みを行っている。

委員：

昨年度の成年後見制度に関する相談は0～8件で、相談内容は金融機関の手続きが困難であることや、子供がいない夫婦から今後の備えとして内容を知りたい等であった。その内申立てに繋がった件数は0～5件だった。後見センターや市ようご支援係と連携し、後見人等が決まった後の後見支援チーム会議にも出席している。また対面での周知啓発の機会が増えており、民協定例会での紹介や住民向けの研修会、後見センターの職員による講義などを実施している。制度利用に関してハードルの高さやマイナスイメージが強く、住民の制度への理解を深めると同時に、包括職員も継続学習の必要性を感じている。申立てに関して、主治医と意見が合わず上手く連携が図れなかった事例や、後見の審判が下りるまでに時間を要する場合があるため、これまで以上によりスピード感のある対応や関係機関との連携が必要だと感じている。

委員：

障がい者の地域生活を関係機関が協働して支援していくため、6つの専門部会に分かれて協議等を行っている。成年後見制度に関しては、各個別ケースの中で必要に応じて情報提供、共有を行っている。昨年度は後見センターより講師を招いて勉強会を行った。今後も協議会の中でニーズ等があれば勉強会を行う。

委員：

成年後見制度に関する普及・啓蒙活動として、法改正等の研修会を2回、成年後見制度の活用等の講習会を開催した。また、山形市成年後見推進協議会と山形県福祉サービス利用援助事業関係機関連絡会議に出席した。

委員：

第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、都道府県単位の地域連携ネットワークの強化ということで山形県成年後見制度利用促進会議を開催している。昨年度はこの会議で県内市町村でもばらつきがある報酬助成の基準について協議し、県内で統一できるよう通知を発出するなど行っている。市町村申立てに関する研修会、意思決定支援に関する研修会について県社会福祉士会に委託する形で実施予定である。また、市民後見人の養成、法人後見実施団体の養成に関する研修会について、それぞれ県社会福祉協議会等に委託する形で実施予定である。市民後見人の養成については、現在18名の申し込みがあり、山形市民の申し込みは10名となっている。

オブザーバー：

成年後見制度の運用についての説明などの依頼があった際は、裁判官や裁判所書記官などを派遣し説明している。制度利用者数や各種統計資料の数値も提供している。地域連携ネットワーク機能の強化、福祉・行政と司法との相互理解の促進を目的とした、自治体担当者との意見交換を行っている。また、

自治体主催の協議会や受任者調整会議へオブザーバーとして参加している。裁判所は成年後見制度の運用を担う司法機関という立場であるため、意思決定や政策立案に関与しないオブザーバーとしての参加になる。支援者の考え方や後見制度利用の可否の判断について、裁判所として勉強させていただき、理解を促進していくことが裁判所の運用面での改善に繋がっていくと捉えている。

意見：会長

制度利用に関してのハードルの高さや制度自体の難しさ、マイナスイメージがあるとの意見があり、このような疑問に対して応えていく必要があると感じる。

⇒**回答**：事務局

様々な支援の一つの手段として、地域包括支援センターの皆さんにも後見制度に関わっていただいている。後見制度に対する知識、資質の向上に向け後見センターと協力しながら、権利擁護部会だけではなく研修会等の開催やチェックリストについて協議を重ねることで理解を深めたい。

⇒**意見**：オブザーバー

金融機関から後見制度を利用するように勧められ来庁する方が多い。来庁した方に裁判所で説明すると、審判が下りるまでに時間が掛かることや、自分が後見人になれないことがあることを聞き戸惑う方々もいる。また裁判所に来庁すると簡単に手続きできると誤解している方もいるため、利用者にも制度について理解していただく必要がある。

⇒**意見**：会長

住民により近い立場である地域包括支援センターから提起された様々な課題を聞き、誤解などを訂正し正確な情報を伝えていくことの必要性を感じた。

質問：委員

成年後見業務について、実際に親族後見人からも相談があるのか。

⇒**回答**：事務局

親族後見人からの相談数は少なく、親族の中で認知症や障がいのある方がいるため成年後見業務について教えてほしいという相談が多い。

意見：委員

成年後見制度を利用するにあたって、基本的に財産管理ができ、収支の作成と家庭裁判所へ報告できる方で、親族間で後見制度利用について理解が得られるのであれば親族も後見業務を行うことができる。もし法律問題などがあれば専門職を利用することや、山形市で行っている親族後見人支援制度を利用することもできる。後見の審判に時間が掛かるのは、受任者調整で時間が掛かるためである。専門職の受任者調整はハードルが高く、山形市の場合は市長申立てケースのみとなっているが、親族申立ケースにおいてもこのような仕組みがあるといい。金融機関での手続きについては、福祉サービス利用援助事業等、後見制度以外の制度を利用した形で本人をサポートしていく方法も検討していく必要があるのではないか。

(3) 令和6年度における山形市の利用促進の取組について

○事務局進藤より、資料3に沿って報告。

7 協議

(1) 「山形市成年後見制度活用検討チェックリスト」の作成について

○事務局より、資料4-1、4-2、4-3、4-4に沿って報告。

意見：委員

制度利用が必要な方が、適切な制度活用につながっていくために相談支援機関が使用するチェックリストと伺った。チェックリストだけではなく、周辺情報や親族情報のアセスメントをしっかりと行った上で活用していただきたい。

質問：会長

チェックリストの案が取れるのはいつ頃になるのか。

⇒**回答**：事務局

案の段階で委員の皆様からご意見を頂戴し、地域相談支援機関における試行を経た上で改めて最終案を作成し第2回山形市成年後見推進協議会で協議する。

意見：委員

行政書士会では任意後見制度の相談を受けているが、その際に財産管理や身上保護などについて確認している。このようなチェックリストは非常に良いと思う。

意見：委員

名古屋市成年後見あんしんセンターのチェックリストを参考に作成したとのことだったが、名古屋市のものにはフローチャートや調査票等の資料があった上での中にチェックリストがある。山形市でもチェックリスト以外の資料もいずれ作成していただきたい。

8 閉会